

2024年1月10日

吸収分割にかかる事前備置書類

(吸収分割会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく開示事項)
(吸収分割承継会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項)

東京都千代田区外神田二丁目2番3号 住友不動産御茶ノ水ビル9F
株式会社Link-U
代表取締役CEO 松原 裕樹

東京都千代田区外神田二丁目2番3号 住友不動産御茶ノ水ビル9F
株式会社Link-U Technologies
代表取締役CEO 山田 剛史

株式会社Link-Uと株式会社Link-U Technologiesは、株式会社Link-Uを吸収分割会社（以下「分割会社」といいます。）と、株式会社Link-U Technologiesを吸収分割承継会社（以下「承継会社」といいます。）とし、2024年3月1日を効力発生日として、分割会社のサーバープラットフォーム事業に関して有する権利義務を、分割会社の完全子会社である承継会社に承継させる吸収分割契約を2023年12月25日に締結いたしました（以下「本件分割」といいます。）。

分割会社及び承継会社が、本件分割に関して会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条並びに会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条の定めるところにより、開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容

2023年12月25日付け吸収分割契約の内容は、別紙1のとおりです。

2. 本件分割の対価の定め相当性に関する事項

本件分割に際しては、分割会社に対して承継会社の株式その他の資産の割当てを行いませんが、分割会社は承継会社の発行済株式全部を保有していることから相当であると判断しております。

3. 効力発生日に剰余金の配当等として、吸収分割承継会社の株式を吸収分割会社の株主に交付する旨の決議に関する事項

該当事項はありません。

4. 分割会社の新株予約権者に対して交付する新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 吸収分割会社の計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

分割会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム (EDINET) 」又は分割会社の下記 Web サイトよりご覧いただけます。

<https://www.link-u.co.jp/ir/library/results>

(2) 臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度後に生じた重要な後発事象

最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は以下のとおりです。

(ア) 投資有価証券の売却の件

分割会社は、2023年12月6日開催の取締役会において、保有資産の効率的運用を図るため、下記のとおり保有する投資有価証券の一部を売却することを決議し、同日、売却を実施いたしました。これにより、2024年7月期第2四半期連結会計期間に投資有価証券売却益 (特別利益) を計上いたします。

- ① 売却株式銘柄：分割会社が保有する未上場会社1社の株式
- ② 売却日：2023年12月6日
- ③ 売却益：75,675千円

(イ) 外注委託費 (売上原価) の戻入の件

分割会社において、過年度に計上していた外注委託費に係る契約について、双方の合意に基づき解除を行ったことに伴い、一部費用について発生しないこととなったため、2024年7月期第2四半期連結会計期間において外注委託費 (売上原価) の戻入として65,300千円が発生いたしました。

6. 吸収分割承継会社の計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

承継会社は、設立後の最初の決算期が未到来のため、確定した最終事業年度がありません。成立の日の計算書類は別紙2のとおりです。

(2) 臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度後に生じた重要な後発事象

設立後、最初の決算期が未到来のため、確定した最終事業年度がありません。

7. 効力発生日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務（分割会社が吸収分割により承継会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項

（1）吸収分割会社の債務の履行の見込みに関する事項

分割会社の 2023年7月31日現在の貸借対照表における資産の額は負債の額を十分に上回っており、本件分割の効力発生日以降における分割会社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。また、本件分割の効力発生日以降において、分割会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておられません。

上記を踏まえ、また、分割会社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑み、本件分割の効力発生日以降における分割会社の債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

（2）吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

承継会社の 2023年12月15日（設立日）現在の貸借対照表における資産の額は負債の額を十分に上回っており、本件分割の効力発生日以降における承継会社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。また、本件分割の効力発生日以降において、承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておられません。上記を踏まえ、また、承継会社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑み、本件分割の効力発生日以降における承継会社の債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

なお、本件分割の効力発生日までの間に、上記事項に変動が生じるときは、変更後の当該事項を記載した書面を備え置きいたします。

(別紙 1) 吸収分割契約

吸収分割契約書

株式会社 Link-U（以下「甲」という。）と株式会社 Link-U Technologies（以下「乙」という。）は、甲がサーバープラットフォーム事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、吸収分割（以下「本分割」という。）により、本事業に関して有する本権利義務（第 3 条第 1 項において定義する。以下同じ。）を、効力発生日（第 5 条において定義する。以下同じ。）に、乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

第 2 条（商号及び住所）

本分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 吸収分割会社（甲）

商号：株式会社 Link-U

住所：東京都千代田区外神田二丁目 2 番 3 号

(2) 吸収分割承継会社（乙）

商号：株式会社 Link-U Technologies

住所：東京都千代田区外神田二丁目 2 番 3 号

第 3 条（承継する権利義務）

1. 本分割により乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「本権利義務」という。）は、別紙 1 のとおりとし、別紙 1 に記載のない権利義務は承継しない。ただし、本権利義務の承継につき、本契約締結後に法令その他の規制上又は契約上の定めにより、承継が困難であることが判明したもの（承継することにより甲又は乙において想定外の損失を生じることが判明したものを含む。）については、必要に応じて甲乙協議のうえ、本権利義務から除外することができる。
2. 甲及び乙は、本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために登記、登録、通知、承諾その他の手続を必要とするものについては、効力発生日（第 6 条で定義する。）後、相互に協力して遅滞なくその手続を行う。
3. 本分割による甲から乙に対する債務の承継については、免責的債務引受の方法による。

第 4 条（分割対価の交付）

乙は、本会社分割に際し、本権利義務の対価を支払わない。

第5条（乙の資本金及び準備金）

乙は、本分割により資本金及び準備金の額を増加しない。

第6条（効力発生日）

本分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2024年3月1日とする。
ただし、本分割に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は、合意の上、効力発生日を変更することができる。

第7条（分割承認決議等）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ、本契約の承認及び本分割に必要な事項に関する機関決定、債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を行う。

第8条（本分割の効力発生の条件）

本分割は、次に掲げる事項が全て充足したことを条件として、効力発生日においてその効力を生じる。

- (1) 第7条に定める甲及び乙の適法な機関決定による本契約の承認が得られたこと。
- (2) 本分割の効力発生後に乙が本事業を実施するために関連法令に基づき必要とされる関係官庁等の承認又は許認可等がある場合、効力発生日の前日までにかかる承認又は許認可等が得られていること。

第9条（競業避止義務）

甲は、乙に対し、会社法第21条第1項に定める競業避止義務を負わない。

第10条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって本事業の遂行及び財産の管理をし、乙の事前の承諾がない限り、本事業に係る財産若しくは権利義務又は本事業若しくは本分割に重大な影響を及ぼす行為を行わない。

第11条（費用・公租公課）

本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために必要な登記、登録、通知、承諾その他の手続に要する登記費用その他一切の各当事者において発生する費用は、甲及び乙が別段の合意する場合を除き、各自の負担とする。

第12条（本契約の変更、解除及び終了）

1. 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、又は本契約に従った本分割の実行に重大な支障となりうる事象が発生し若しくは判明した場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し、又は解除するこ

とができる。

2. 本契約は、効力発生日（第 6 条但書の規定に基づき変更された場合には、変更後の効力発生日をいう。）までに第 8 条各号に掲げる条件が充足しなかった場合には、その効力を失う。

第 13 条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

（以下余白）

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上各1通を保有する。
ただし、本契約を電子契約にて締結した場合には、本契約の成立を証するため、電子契約書
ファイルを作成し、それぞれ電子署名を行う。この場合、電子データである電子契約書ファ
イルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

2023年12月25日

(甲)

東京都千代田区外神田二丁目2番3号 住友不動産御茶ノ水ビル9F

株式会社 Link-U

代表取締役 CEO 松原 裕樹 

(乙)

東京都千代田区外神田二丁目2番3号 住友不動産御茶ノ水ビル9F

株式会社 Link-U Technologies

代表取締役 CEO 山田 剛史 

別紙1 承継権利義務明細書

甲は、2023年7月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した、以下に記載する資産、負債及びその他の権利義務（法令上承継可能なものに限る。）を、効力発生日において乙に承継させ、乙はこれを承継する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

① 現金

2023年12月25日現在の承継対象権利義務等に基づいて算出される額(40,172,646円)を基礎とし、効力発生日に至るまでの増減を加除した金額

② 本事業に属する売掛金、未収入金、前払費用、立替金、貯蔵品及びその他の流動資産

(2) 固定資産

① 有形固定資産

本事業に属する工具器具備品等の有形固定資産

② 無形固定資産

本事業に属するソフトウェア、コンテンツ資産等の無形固定資産

③ 投資その他の資産

本事業に属する長期繰延税金資産等の投資その他の資産

2. 承継する負債

(1) 流動負債

本事業に属する未払金、未払費用、前受金、預り金、受注損失引当金等の流動負債

(2) 固定負債

本事業に属する長期借入金等の固定負債

3. 承継する雇用契約等

本事業に主として従事する甲の従業員（正社員、契約社員、採用内定者、パート社員、アルバイト等含む。）との間の雇用関係における契約上の地位及びそれに付随する権利義務

4. 承継するその他の権利義務等

(1) 契約（雇用契約を除く。）

本事業に関して甲が締結した取引基本契約、業務委託契約、秘密保持契約その他本

事業に関する一切の契約（基本契約に基づく個別契約を含む。）に係る契約上の地位、及びこれらの契約により発生した一切の権利義務のうち法令上承継可能なもの。但し、当該契約上、本分割による契約上の地位及び権利義務の移転が認められないものについては、効力発生日の前日までに本分割による契約上の地位及び権利義務の移転について契約の相手方から承諾が得られなかったものを除く。

(2) 知的財産及び知的財産権

本事業に関するソフトウェアその他の知的財産及び著作権、商標権（出願中のものも含む。）その他の知的財産権

以上

(別紙2) 承継会社の設立時の計算書類

承継会社の第1事業年度は、会社設立の日である2023年12月15日より2024年7月31日までであり、本書類作成日現在、確定最終事業年度はありません。そのため、以下に、承継会社の設立日における貸借対照表を記載しております。

資産の部		負債・純資産の部	
科目	金額	科目	金額
未収入金	1,000千円	株主資本 資本金	1,000千円 1,000千円
資産合計	1,000千円	負債・純資産合計	1,000千円